

1 教育・保育給付認定について

〔1〕幼稚園・保育所・認定こども園とは

幼稚園：小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設

保育所(小規模保育事業所)：就労などのため家庭で保育できない保護者にかわって保育する施設

認定こども園：幼稚園と保育所の機能をあわせもち、地域の子育て支援も行う施設

〔2〕教育・保育給付認定とは

保育所・幼稚園・認定こども園などの施設の利用を希望する方は、利用のための認定を受けていただく必要があります。

次の3つの区分に応じて、利用施設が決定します。

認定区分	対象となる児童	利用できる施設				
		幼稚園	保育所	小規模保育事業所	認定こども園(幼稚園部分)	認定こども園(保育所部分)
1号	満3歳以上で、教育を希望する児童	○			○	
2号	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する児童		○			○
3号	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する児童		○	○		○

〔3〕保育の必要量とは

保育認定(2・3号認定)の場合、次のいずれかに区分されます。

保育の必要量	保育時間	対象
保育標準時間	1日あたり最長11時間まで (11時間を超える利用は延長保育)	月120時間以上就労の方 「妊娠・出産」事由の方 など
保育短時間	1日あたり最長8時間まで (8時間を超える利用は延長保育)	月64時間以上120時間未満の就労の方 「求職活動」・「育児休業中」事由の方 など

	保育を必要とする事由							
	就労・ 就労内定	妊娠・出産	疾病・ 障害	介護・看護	災害復旧	求職活動	就学	育児休業中
標準時間	△	○	○	△	○		△	
短時間	△	○	○	△	○	○	△	○

・保育を必要とする事由が、求職活動、育休休業中の場合は、保育短時間に認定されます。

・標準時間と短時間の両方に○印がある場合は、標準時間認定となります。短時間認定を希望される場合は、申し込み用紙の希望欄に✓をつけてください。

・△印の利用時間の区分は、保護者の就労等の状況に応じて認定されます。(下記図参照)

・教育標準時間認定(1号認定)  月の就労時間 64時間未満	・保育短時間認定  月の就労時間64時間以上～120時間未満	・保育標準時間認定  月の就労時間 120時間以上
---	--	--

※但し、標準時間・短時間の時間帯は、各施設によって異なります。

※認定された保育時間を超える利用については、「延長保育」により対応します。

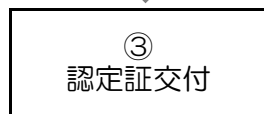
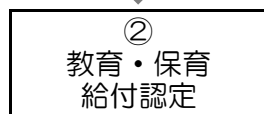
※月の就労時間が120時間未満であっても、就労時間帯との関係から、施設が設定する保育短時間を超えて利用せざるを得ない場合は、標準時間認定を申請することも可能です。(個別にご相談ください)

2 保育施設に入所するには

①認定こども園（幼稚園部分）に入園希望の場合

申込の流れ

◇利用までの流れ



直接、園に利用を申込みし、園で入園の内定をもらいます。

施設名	受付期間
二葉保育園	令和7年 10月14日（火）～ 10月 24日（金） 10：00～16：00 ※土日祝除く
二葉にじいろこども園	
カレナ認定こども園	令和7年11月4日（火）～11月11日（火）※日祝除く
はおとの森こども園	令和7年11月4日（火）～11月14日（金）※土日祝除く
安養保育園	令和7年10月20日（月）～10月31日（金） ※土日祝除く
石海保育園	

園を通じて、利用のための支給認定証（1号認定）の交付を申請します。
※既に1号認定の支給認定証の交付を受けている方は
申請の必要はありませんが、現況届の提出が必要となります。

町から支給認定証（1号認定）を交付します。（新規申請者のみ）

◇保育料について（1号認定）

保育料は無償です。主食費、副食費（おかず・おやつ等）、教材費、行事費などは保護者負担となります。ただし、以下に該当する世帯の子どもは副食費が免除されます。

○市町村民税の所得割額が77,101円未満世帯の子ども

○第3子以降に該当する子ども

（小学校3年生までの最年長の子どもを第1子として数え、第3子以降の子どもが該当します）

※副食費、給食費、行事費などは施設により異なりますので、各園にお問い合わせください。

②保育所（小規模保育事業所）・認定こども園（保育所部分）に入所希望の場合

保育所・認定こども園（保育所部分）に入所できるのは、太子町に住民登録があり、家庭で十分に保育できない小学校就学前の子どもです。入所するには、保護者（父、母、65歳未満の同居の祖父母）のいずれもが、下記の「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

保育を必要とする事由		
①	就労	保護者が月64時間以上就労している
②	妊娠・出産	母親が妊娠中または出産後間もない（出産予定日の前後2か月間） ※出産予定日の前8週、出産日の後8週
③	疾病・障害	保護者が病気、けがをしている。または心身に障害がある
④	介護・看護	保護者が同居または長期入院中の親族を常時介護または看護している
⑤	災害復旧	保護者が災害の復旧に当たっている
⑥	求職活動	保護者が求職活動をしている
⑦	就学	保護者が就学や職業訓練で学校等に通っている
⑧	その他	こどもえがお課へ直接お問い合わせください

〔1〕入所に必要な書類

◇施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申請書
（現況届）は入所申込児童1人につき1枚必要です。

◇保育が必要であることを証明する書類

保護者（父、母）1人につき1枚必要です。

同居の祖父母（65歳未満）がいる場合は、確認書類を別途提出する必要があります。

保育を必要とする事由		必要書類
①	就労	●就労証明書 自営業の方は確定申告の写しなどが必要です。（※）
②	妊娠出産	○母子手帳の写し（出産予定日が確認できる箇所）
③	疾病・障害	●疾病等申立書 ○診断書
④	介護・看護	●介護・看護等申立書 ○障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し等
⑤	災害復旧	○罹災証明書
⑥	求職活動 ※同一年度1回のみ	●求職活動申立書 ○ハローワーク登録票等の写し
⑦	就学	○在学証明書または学生証の写し ○受講状況の分かるもの（カリキュラム、要項等の写し）
⑧	その他	こどもえがお課へ直接お問い合わせください。

●の様式については、こどもえがお課に設置、あるいは町ホームページからダウンロードできます。

※ 確定申告書、開業届、営業許可証など個人事業を営んでいることがわかる書類。
ご提出いただいた書類で事業の内容が確認できない場合は、別の書類の提出を求める可能性があります。

※ 自営業専従者は、従事が確認できる直近の確定申告書、源泉徴収票等のうち1点提出。

申込の流れ

① 入所申込書の 提出

受付期間

令和7年10月14日（火）～11月14日（金）

※土・日・祝日を除く

受付場所 町内保育所・認定こども園・小規模保育事業所（9時～17時）
こどもえがお課（8時30分～17時15分）

《注意事項》

- ・ 出産や育児休業満了等により年度途中で入所を希望される場合も、上記期間にお申込みください。
- ・ 上記期間後も申込みは受付していますが、入所状況や定員等により入所が難しい場合があります。
- ・ 町外の保育所・認定こども園希望者は、施設の所在する市町村の申込期間に留意して、こどもえがお課へご提出ください。
- ・ 新規申込の方については、こどもえがお課に書類を提出してください。

② 教育・保育 給付認定

児童の年齢や保護者の就労状況をもとに、町が「保育の必要性」や「保育の必要量」を認定します。

→1P「教育・保育給付認定について」参照

③ 利用調整

入所申込み・就労証明書等の内容をもとに町が利用調整を行い、保育の必要性の高い方から順に入所が決定します。定員以上の申込みがある場合は、希望の保育所に入所できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

④ 通知

支給認定証・利用調整結果の通知
（1月発送予定） ※保育料は別途通知します。

【随時申込について】

一次申込以降についても随時申込を受付しています。

入所希望月の前月20日が申込締め切りとなります。

◇延長保育事業

各保育所等では、延長保育を実施しています。やむを得ない事情があり、延長保育が必要と認められる場合に限りお預かりします。

事前の申し込みが必要ですので、通園している保育所等に申請してください。

※保育料とは別に延長保育料がかかります。（延長保育料は無償化の対象になりません）

※延長保育時間のみの利用（延長保育の時間に登園）はできません。

※保育短時間と標準時間で延長保育の時間帯が異なります。

◇一時預かり事業

保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭などで家庭で子どもを保育できない場合に、保育所・認定こども園でお預かりします。

申込先…各保育所、認定こども園

斑鳩保育所保育料…3歳未満児 2,500円/日、3歳以上児 2,300円/日（うち副食費250円）

※定員等の都合によりお預かりできない場合があります。

※認定こども園の保育料は各施設にお問い合わせください。

〔2〕保育料について

保育所、認定こども園を利用する3歳から5歳までの子どもの保育料は無償です。0歳から2歳までの子どもについては、市町村民税非課税世帯を対象として保育料が無償となります。

主食費、副食費（おかず、おやつ等）、教材費、行事費などは保護者の負担となり、徴収額等は各施設により異なります。ただし、以下に該当する世帯の子どもは副食費が免除されます。

○市町村民税の所得割額が57,700円未満世帯の子ども

（ひとり親世帯等にあつては、77,101円未満）

○同時に保育所等を利用する第3子以降の子ども

階層区分			3歳未満 (令和8年4月1日現在の年齢)	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0	0
2	市町村民税非課税世帯 支給認定保護者が養育里親等である世帯		0	0
3	48,600円 未満		15,600	15,200
4	1	48,600円 ～ 59,000円 未満	23,000	22,500
	2	59,000円 ～ 79,000円 未満	24,000	23,500
	3	79,000円 ～ 97,000円 未満	26,000	25,400
5	1	97,000円 ～ 121,000円 未満	34,200	33,500
	2	121,000円 ～ 145,000円 未満	36,200	35,400
	3	145,000円 ～ 169,000円 未満	38,200	37,400
6	1	169,000円 ～ 230,000円 未満	46,700	45,700
	2	230,000円 ～ 301,000円 未満	48,700	47,700
7	301,000円 ～ 397,000円 未満		53,000	51,900
8	397,000円 以上		63,700	62,400

※階層区分の2～8階層の金額は、全て市町村民税所得割課税額です（ただし、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除・配当控除・外国税額控除等の適用はありません）。

※4～8月分は令和6年度市町村民税額、9～3月分は令和7年度の市町村民税額により決定します。

※2人以上の子どもが同時に保育所・幼稚園・認定こども園等を利用する場合は、2人目が半額、3人目以降が無償となります。

ただし、市町村民税所得割課税額57,700円未満（保護者合算、第4～1階層途中まで）である場合は、年齢制限なく保護者が監護する全ての子どもが多子軽減を行う際の算定対象となります。

※副食費の徴収額は各施設により異なります。斑鳩保育所の副食費は4,500円です。

また、教材費等が別途必要になります。

〔3〕保育料の納付について

入所施設が保育所の場合は太子町、町外の公立保育所は所在地の市町が徴収し、認定こども園・小規模保育事業所の場合は施設へ直接納付していただきます。

納付方法等については各施設へお問い合わせください。

※太子町が徴収する保育料が未納の場合、児童手当から引き落としをさせていただくことがあります。

3 よくあるお問い合わせ

◆保育施設の申請・利用について

Q1. 申請後に就労状態が変わったときはどうしたらいいですか？

A 就労証明書の提出後に就労状態が変わった場合は、就労証明書を再度提出していただく必要があります。保育の実施期間中であっても、保育所へ入所できる基準に該当しなくなった場合には、退園していただくことがあります。

また、内定後に就労状態等の変更があった場合は、再度審査し、入所保留になることがあります。

Q2. 町外の施設を利用したいのですがどうしたらいいですか？

A 職場が町外にあるなどの理由で町外の施設を利用したい場合も、申込先は太子町になります。指定の申込書に記入してこどもえがお課までご提出ください。なお、申込期間や必要書類が異なる場合がありますので、施設所在市町に事前に確認してください。

Q3. 仕事を辞めたら保育所も退園しないといけないですか？

A 仕事を辞めても、就労する意思があれば直ちに退園にはなりません。仕事を辞めた日の翌月から3カ月間が求職活動期間として認められますので、その間に新しい職場の就労証明書を提出いただくことで継続して利用することができます。※求職活動での認定については、同一年度に1回のみです。

仕事を辞めた、または辞めることがわかった場合は、至急こどもえがお課まで連絡するとともに求職活動申立書をご提出ください。万が一、仕事を辞めていたことが後から発覚した場合は、直ちに退園していただくことがあります。

Q4. 育児休業中でも上の子は引き続き施設を利用できますか？

A すでに施設を利用中で育児休業を取得される場合は、生まれた子が1歳になる年度の年度末まで、育児休業中であっても上の子は引き続き施設を利用することができます。

ただし、育児休業取得前から、就労等で保育施設を利用している児童に限ります。

Q5. 町外に引越しをするのですが、引き続き同じ施設を利用したい場合手続きは必要ですか？

A 太子町を転出されるときにこどもえがお課へ保育所等退所届を提出し、転入先市町に新たに申込書を提出してください。

Q6. 妊娠・出産により保育所を利用する場合の期間はどのようになりますか？

A 原則、出産予定日の前8週の日月初めから、生まれた日の後8週を経過する日の月末までとなります。なお、妊娠中の体調不良などで早めに施設を利用したい場合は、ご相談ください。

Q7. 受付期間内に申し込みができなかったのですが、どうしたらいいですか？

A 一斉申込期間中に申し込んでいただくのが基本になりますが、受付期間中に申し込みができなかった場合でも、施設の利用を希望する前月の20日までは受付しています。

ただし、すでに内定が出るなどして空きがない可能性がありますので、希望施設の利用が難しい場合があります。

Q8. 長期欠席すると、退所しなければなりませんか？

A 1日も登園しない月が発生する場合、退所していただく場合があります。

Q9. 就労をしていたが、疾病ため休職することになった。どうしたらいいですか？

A 疾病による保育施設利用の場合は、家庭での保育ができない旨を明記した診断書と申立書の提出が必要です。復職の場合は、就労証明書のご提出が必要です。

Q10. 介護休業をとっていたが、復職が決定した。手続きはどうすればよいですか？

A 介護休業を取得する際は、申立書と介護が必要な理由がわかる添付書類の提出が必要です。復職の場合は、就労証明書のご提出が必要です。

Q11. 65歳未満の祖父母と同居しているのですが、添付書類は必要ですか？

A 65歳未満の祖父母と同居している場合は、保育の必要な事由について確認するため、申立書の提出が必要です。

Q12. 兵庫県のパートナーシップ制度の届出をしていますが、保護者として申請可能ですか？

A 同居の場合、パートナーによる保育施設の入所申請が可能です。パートナーシップ制度届出受理証明書の写しの提出をお願いいたします。保育要件書類の提出が必要となり、保育料の算定対象となります。

◆支給認定について

Q1. 短時間認定から標準時間認定に変更したいのですがどうしたらいいですか？

A 就労を理由に施設を利用している場合は、就労証明書をこどもえがお課までご提出ください。前月20日までの提出分について、翌月から変更します。

月の平均勤務時間が120時間以上であれば、標準時間認定になります。

なお、120時間に満たない場合でも、通勤時間などを考慮して必要と認められれば標準時間認定になることがありますので、ご相談ください。

Q2. 2号認定から1号認定に変更したいのですがどうしたらいいですか？

A 保育所等退所届（施設利用中の場合のみ）をこどもえがお課までご提出ください。

なお、認定こども園を利用中の方で、引き続いて1号認定での利用を希望される場合は、事前に施設に承諾をもらっていただく必要があります。承諾後、1号認定申請書をこどもえがお課までご提出ください。

Q3. 3号認定ですが、2号認定になるときは申請が必要ですか？

A 申請は必要ありません。

満3歳の誕生日を迎えると自動的に2号認定になります。

◆保育料について

Q1. ひとり親家庭の場合、保育料は減免されますか？

A 保護者が児童扶養手当の受給資格があり、かつ保護者の市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合は、保育料が減免になります。ただし、3歳～5歳児の保育料は無償です。

また、障害者手帳所持者等が同世帯におり、かつ保護者の市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合も、保育料が減免になります。

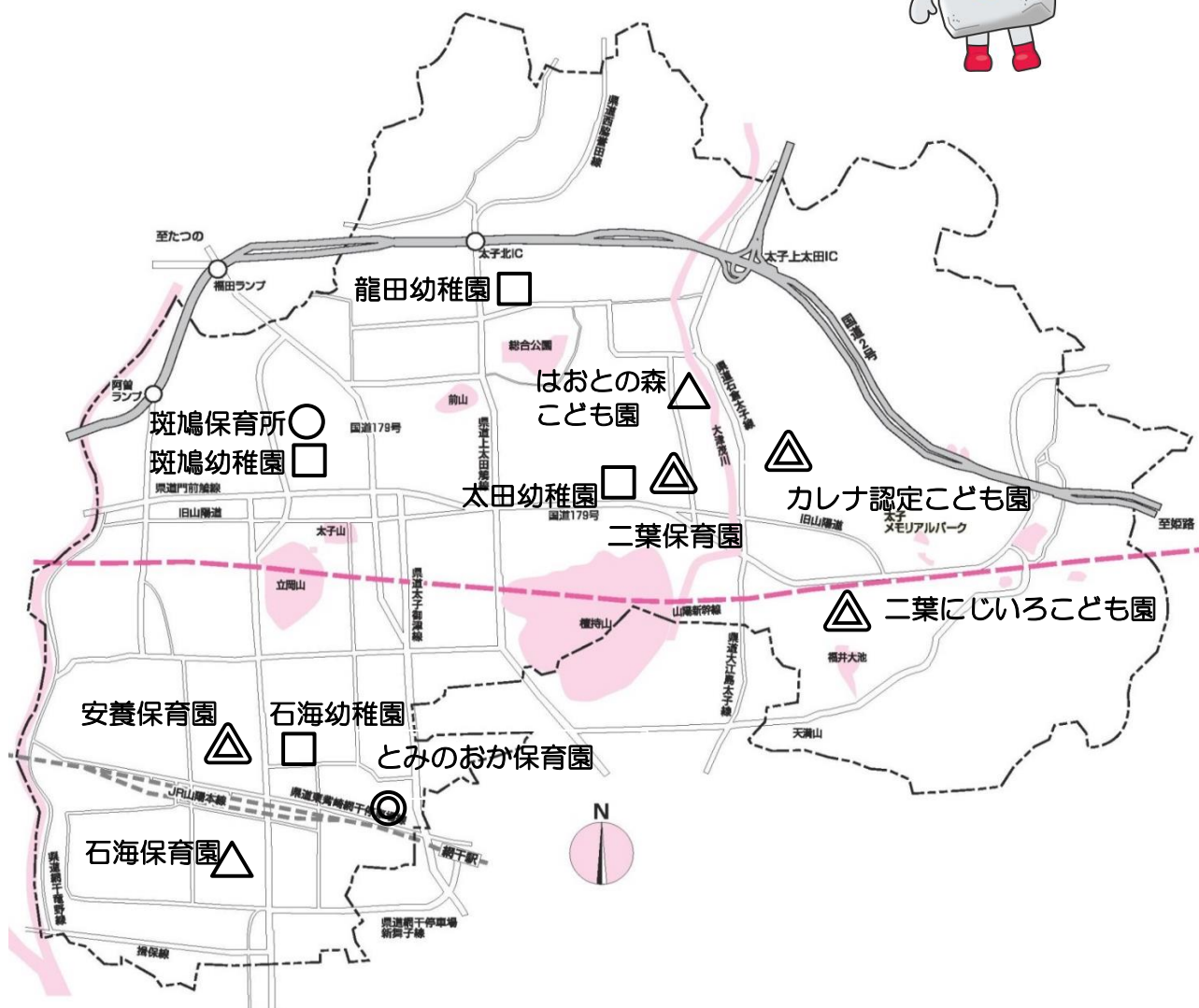
いずれの場合も自動的に減免になりませんので、減免要件に該当する場合は、施設利用申請書にその旨を記入のうえ、対象であることが確認できる書類の添付（証書及び手帳等の写し）をご提出ください。

※祖父母等と一緒に生活し援助を受けているとみなされる場合、また、同居のパートナーが居る場合は、保育料合算対象となります。

Q2. 修正申告をしたのですが、届出は必要ですか？

A 修正申告をしたときは、こどもえがお課へ連絡するとともに、申告書の控えを提出してください。なお、原則届出日の翌月分保育料からの適用になります。

4 施設の紹介



【□…町立幼稚園】

幼稚園	住所	電話番号	通園区域
龍田幼稚園 (休園中)	佐用岡390番地2	276-0949	佐用岡・松尾・広坂・王子 ・松ヶ下・上太田
斑鳩幼稚園	馬場5番地	276-0496	鷗・馬場・阿曾・下阿曾
太田幼稚園	東出126・127合併番地1	276-2049	矢田部・東南・東保・東出・ 太田・天満山・原・山田・黒岡
石海幼稚園	福地501番地1	277-0020	福地・老原・常全・宮本・船代 ・岩見構・吉福・沖代・米田 ・塚森・竹広・糸井・蓮常寺・立岡

【○…保育所】

	施設名	住所	電話番号	定員	利用年齢	開所時間 (標準時間) (保育短時間)
公立	斑鳩保育所	馬場20番地1	276-0942	120人	産休後～5歳児	7:00～19:00 (7:00～18:00) (8:00～16:00)

【△…認定こども園（保育所型）】

	施設名	住所	電話番号	定員 (1号) (2・3号)	利用年齢 (1号) (2・3号)	開所時間 (1号) (標準時間) (保育短時間)
私立	石海保育園	福地680番地1	277-2600	95人 (15人) (80人)	3歳児～5歳児 産休後～5歳児	7:15～18:15 (9:00～14:00) (7:15～18:15) (8:00～16:00)
	はおとの森 こども園	上太田923番地1	276-6210	80人 (20人) (60人)	3歳児～5歳児 産休後～5歳児	7:00～19:00 (8:30～14:30) (7:00～18:00) (8:30～16:30)

【△…認定こども園（幼保連携型）】

	施設名	住所	電話番号	定員 (1号) (2・3号)	利用年齢 (1号) (2・3号)	開所時間 (1号) (標準時間) (保育短時間)
私立	安養保育園	福地574番地1	276-3680	115人 (15人) (100人)	3歳児～5歳児 産休後～5歳児	7:15～18:15 (9:00～14:00) (7:15～18:15) (8:00～16:00)
	二葉保育園	太田2052番地	277-0163	90人 (10人) (80人)	3歳児～5歳児 産休後～5歳児	7:00～19:00 (8:30～14:00) (7:00～18:00) (8:00～16:00)
	二葉にじいろ こども園	原551番地1	276-7277	70人 (10人) (60人)	3歳児～5歳児 産休後～5歳児	7:00～18:00 ※延長保育ができる場合は、 19時まで (8:30～14:00) (7:00～18:00) (8:00～16:00)
	カレナ 認定こども園	太田669番地1	276-6601	75人 (15人) (60人)	3歳児～5歳児 産休後～5歳児	7:00～19:00 (9:00～ ※) ※降園時間は、年齢に よって異なります。 (7:00～18:00) (8:30～16:30)

【◎…小規模保育事業所】

	施設名	住所	電話番号	定員	利用年齢	開所時間 (標準時間) (保育短時間)
私立	とみのおか保育園	糸井283番地25	277-1766	19人	産休後～2歳児	7:00～18:30 (7:00～18:00) (8:30～16:30)

・認定時間を超える預かりは別途料金(延長保育料金)がかかります。

斑鳩保育所

(太子町)

保育方針（教育方針）

- 元気で明るい子
- 誰とでも仲良く遊べる子
- 優しい心をもつ子
- 工夫しやりとげる子

園の特長

当保育所は、保育者との信頼関係の築きと共に、個々の発達に応じた生活リズム・基本的生活習慣の確立を目指します。そして、生活・遊びを通して友達との仲間関係・社会性を身につけていきます。また、異年齢交流事業や世代間交流事業などを通して地域との連携を図っています。住宅街の中ですが、田んぼや畑など自然がいっぱいの地域に保育所があります。すぐ近くには斑鳩寺があり、お参りしたり、国宝級の仏像を見せていただいたりしています。また、保育所内には桜の木があり、夏になるとセミ捕り、秋には園庭でトンボ捕りができ、自然豊かな保育所です。

1日の過ごし方

- 7:00 開所
- 9:30～ 順次登所、自由遊び
牛乳を飲む
集まり、歌、手遊び、絵本など。また、制作、戸外遊びなど各クラスでの活動
- 11:00～ 順次給食
お昼寝
- 14:30～ 順次おやつ、スキムミルク、集まり、手遊び、歌、絵本など各クラスでの活動
- 16:00～ 順次降所
- 18:00～ 延長保育
- 19:00 閉所

年間行事

- 4月 進級式 入所式 内科健診 尿検査（3～5歳児）
- 5月 保育参観（幼年消防新入式4、5歳児） こどもの日の集い
異年齢交流事業と世代間交流事業
- 6月 眼科・耳鼻科・歯科検診 幼保交流
菜園活動（畑でさつま芋の苗植え、プランター菜園で野菜を育てる）
- 7月 七夕会 世代間交流会 プール開き おやつクッキング（5歳児）
- 8月 水遊び 異年齢交流事業
- 9月 異年齢交流事業と世代間交流事業
- 10月 運動会 親子バス旅行 内科健診 幼保交流
- 11月 観劇 異年齢交流事業と世代間交流事業 菜園活動（畑でさつま芋の収穫）
おやつクッキング（5歳児） 幼保小交流
- 12月 音楽会 クリスマス会
- 1月 保育参観 異年齢交流事業
- 2月 生活発表会 豆まき 世代間交流会
- 3月 お別れ遠足 修了式
- 毎月 お誕生会 おはなし会（5歳児） スイミング（5歳児）
お弁当日 身体測定

その他の取り組み

- 器楽研修（和太鼓奏、鍵盤ハーモニカ奏、合奏）
- リトミック研修（3～5歳児）
- お茶会作法指導（5歳児）
- リズムジャンプ（3～5歳児）
- ALT（3～5歳児）
- 幼年消防クラブ員活動4、5歳児（結成式、防火パレード、出初式）
- その他事業
 - ・延長保育事業（短時間：3,500円/月 標準時間：3,000円/月）
 - ・障がい児保育事業
 - ・一時預かり事業（3歳未満児：2,500円/日 3歳以上児：2,300円/日【うち副食費250円】）
 - ・地域活動事業
 - ・子育て支援事業（園庭開放、子育て相談）

保育方針（教育方針）

- 保育にかかわる保育士、調理師がその専門性を発揮しながら養護と教育の一体的な展開を図り、保育の内容、質を充実させる
- 子どもの発達要求に応答する環境を豊かに整え、自ら興味・関心をもって環境にかかわり、チャレンジしたことへの充実感や満足感を味わわせ、年齢なりの心情、意欲、態度を養う

園の特長

当園はお寺を母体とした仏教園です。『ひとりひとりを大切に』をモットーとし、子どもたちが個性を輝かせながら大きく育っていけるように、また、いろいろな遊びや経験を通して自信を持ち、自分や他者を大切にできるようになってほしいと願いながら日々保育を行っています。

子どもたちは毎日大きなクスノキのある広い園庭で走り回って遊びながら、季節を感じたり友だちと一緒に遊ぶ楽しさやルールなど様々なことを学んでいます。異年齢の子ども同士一緒に遊ぶ時間もあり、同じ年の友だちとはまた違う楽しさを見つけることもあります。低年齢児は食事や排泄など生活習慣を身につけていくことが第一の目標ですが、3歳からは年齢に応じてリズムジャンプ、スイミング、音楽教室、英語あそびなど外部の先生に来ていただいて指導いただいています。また、近くには老人施設があり、年に数回行き来をして合奏を聴いていただいたり運動会を見に来ていただいたりと交流を持っています。

1日の過ごし方

- 7:15～ 開園 順次登園・自由遊び
- 10:00～ おやつ・あそび（0～2歳児）
牛乳・設定保育（3～5歳児）
- 11:00～12:30 給食（0～2歳児） 給食後昼寝
- 11:30～13:00 給食（3～5歳児） 給食後昼寝（3,4歳の2号認定児）
- 13:00～ 自由遊びなど（5歳児及び1号認定児）
- 14:00～ 1号認定児 降園
- 15:30～ おやつ
- 16:00～ 順次降園
- 18:15 閉園

年間行事

- 4月 入園式(新入園児のみ)
- 5月 はなまつり 内科健診 交通安全教室
- 6月 歯科、耳鼻科、眼科検診 尿検査（3～5歳児） 保育参観
- 7月 プール開き セタ会 個別懇談 里帰り保育
- 10月 内科健診 秋の遠足 運動会（2～5歳児） 親子体操（0～1歳児）
- 11月 報恩講 総合避難訓練 保育参観
- 12月 クリスマス会 成道会 絵画展
- 2月 豆まき 生活発表会 涅槃会 サッカー大会（5歳児）
- 3月 お別れ遠足 卒園式(卒園児のみ)
- 毎月 誕生会 避難訓練 身体測定

その他の取り組み

- 在宅の0～3歳の親子を対象として、にこにこ子育て広場を行っています（月に2、3回程度）
- 園庭開放を行っています（行事のない土曜午前中・事前に電話で申し込み）
- その他事業
 - ・障がい児保育事業
 - ・一時預かり事業
- 毎月 3～5歳児は、音楽教室・体操教室、4～5歳児は、リズムジャンプ、スイミング
- 5歳児は、イギリス人講師による英語あそびを行っています。

保育方針（教育方針）

○ひとり一人の違いや個性を認め合いながら共に育ち、共に学んでいくことができる、インクルーシブ保育・教育をめざします。
 ○子どもひとり一人の発達に寄り添い、個々が持つ可能性を最大限に引き出し、生涯にわたる人格形成の基礎を培っていきます。
 ○地域の子育て支援拠点として積極的な事業展開を行い、地域に開かれた施設をめざします。

園の特長

木々の葉が風に吹かれて、触れ合い、重なり合い、いろんな“葉音（はおと）”を奏できるように、ひとり一人違った個性や可能性をもった子ども達が集い、お互いに認め合い刺激しあって、未来に向かって大きく羽ばたいていくことを願って、“はおとの森こども園”と名づけました。
 当園は、児童発達支援センターとの複合施設というメリットを生かし、子どもひとり一人の発達にしっかりと寄り添いながら、子どもが持つ可能性を引き出す保育・教育を行います。また、子どもひとり一人の個性や可能性が尊重され、お互いの違いを認め合う中で、人と関わる力や思考力、豊かな感性、表現する力を育てていきます。遊びを通して子ども自身が“わかった”“できた”経験を積み重ね、子どもの意欲や自尊感情を少しずつ、ゆっくり高めていきます。自然豊かな保育・教育環境の中で、運動遊び、リトミック、スイミング、異文化交流活動など様々な体験ができるプログラムを通して、子どもたちが五感を総動員して“こころ”と“からだ”と“あたま”をいっぱい動かしながら、ひとり一人が生き生きと園生活が送れるように関わっていきます。

1日の過ごし方

7:00	開園	順次登園	異年齢児保育	
8:30	クラス活動			
9:30	おやつ（0～2歳児）	室内遊び、戸外遊び		
11:00	給食	11:00（0～2歳児）	11:30（3、4歳児）	12:00（5歳児）
12:00	午睡	歯磨き	自由遊び	クラス活動（5歳児）
14:30	1号認定児：降園	おやつ（3～5歳児）		
15:00	おやつ（0～2歳児）	室内遊び、戸外遊び		
16:30	順次降園	異年齢児保育		
18:00～	延長保育			
19:00～	閉園			

年間行事

4月	入園式			
5月	保育参観・給食参観			
6月	歯科・内科・眼科・耳鼻科検診			
7月	七夕会	プール開き	個別懇談	お泊り保育（5歳児）
8月	なつまつり			
9月	“おじいちゃん、おばあちゃんと遊ぼう！”（敬老の日の集い・地域交流）			
10月	運動会	芋ほり体験（みんなでつくろう！クッキング）	親子遠足	
11月	作品展			
12月	クリスマス会	音楽会	個別懇談	内科検診
1月	お正月遊び			
2月	生活発表会（3～5歳児）	豆まき	保育参観（0～2歳児）	
3月	ひな祭り	プレ保育（2日間）	お別れ遠足	お別れ会
毎月	誕生会	避難訓練	身体測定	卒園式
各月2回	リトミック（3歳児）	体操教室（3～5歳児）	スイミング	英語（4・5歳児）
各月1回	ワーク	リズムジャンプ（4・5歳児）		

その他の取り組み

○地域に根ざした子育て支援拠点となるように、世代間交流や中・高校生の保育体験、親子教室、子育てに関する講座の開催等積極的に行います。（詳細については、別途お知らせします）
 ○その他事業
 ・延長保育事業 ・障がい児保育事業 ・一時預かり事業 ・地域活動事業
 ・乳幼児子育て応援事業（就学前の親子対象の親子教室 月4、5回程度・園庭開放・子育て相談）

保育方針（教育方針）

○教育保育にかかわる保育教諭、職員全員がその専門性を発揮しながら養護と教育の一体的な展開を図り、保育の内容や質を充実させる
○子どもの発達要求にตอบสนองする環境を豊かに整え、自ら興味・関心をもって環境にかかわり、チャレンジしたことへの充実感や満足感を味わうことで、年齢なりの心情、意欲、態度を養う

園の特長

当園はお寺を母体とした仏教園です。周辺には田畑が広がり四季折々の自然との触れ合いができます。また、南側にJR山陽本線の電車が見えるのどかな環境です。
2017年（平成29年）4月より幼保連携型認定こども園になりました。昭和30年の創立以来、豊かな自然に触れながら、『ひとりひとりを大切に』をモットーとし、子どもたちが個性を輝かせながら大きく育っていくように、また、異年齢交流を大切にしながらいろいろな遊びや経験を通して自信を持ち、自分や他者を大切にできるようになってほしいと願いながら日々保育を行っています。
0～2歳児は、ゆったりとした環境の中で見守られながら徐々に食事や排泄など生活習慣を身につけていきます。3～5歳児は、年齢に応じて体育教室やスイミング、音楽教室、英語遊びなど外部の先生に来ていただき保育に取り入れています。

1日の過ごし方

7:15～	開園 順次登園・自由遊び
10:00～	おやつ・あそび（0～2歳児） 牛乳・設定保育（3～5歳児）
11:00～12:30	給食（0～2歳児） 給食後昼寝
11:30～13:00	給食（3～5歳児） 給食後昼寝（3、4歳の2号認定児）
13:00～	自由遊びなど（5歳児及び1号認定児）※5歳児は活動に応じて昼寝をします
14:00	1号認定児 降園
15:30～	おやつ
16:00～	順次降園
18:15	閉園

年間行事

4月	入園式（新入園児のみ）
5月	はなまつり 内科検診 幼年消防新入式（3～5歳児）
6月	歯科、耳鼻科、眼科検診 尿検査（3～5歳児） オープンデー 福祉体験（5歳児）
7月	プール開き セタ会 海への遠足（5歳児） 体育教室参観（5歳児） 里帰り保育
9月	運動会
10月	内科検診 交通安全教室 体育教室参観（3・4歳児）
11月	人形劇観劇（4・5歳児） 報恩講 秋の遠足 総合避難訓練 オープンデー 防火パレード（4・5歳児）
12月	クリスマス会 音楽会（4・5歳児） 成道会
1月	出初式（5歳児） サッカー大会（5歳児）
2月	豆まき 生活発表会 涅槃会
3月	ひなまつり お別れ遠足 絵画展 卒園式（卒園児のみ）
※毎月	誕生会 避難訓練 身体測定

その他の取り組み

- 外部講師による指導
体育教室・音楽教室（3～5歳児） スイミング（4・5歳児） 英語あそび（5歳児）
- 子育て応援事業
 - ・在宅の0～3歳の親子を対象に、すくすく広場を行っています（月に2回程度）
 - ・育児相談（毎週火曜日）
 - ・園庭開放を行っています（行事のない土曜午前中・事前に電話申し込みが必要）
- その他事業
 - ・特別支援保育事業
 - ・一時預かり事業

保育方針（教育方針）

保育目標	・明るく元気な子ども ・友だちと仲良く遊ぶ子ども ・工夫しやりぬく子ども ・けじめのある子ども
乳 児	・大人と子どもが助け合い、理解し合い、信頼し合って快適、健康的、創造的な気分でいっしょの生活を 楽しみ、そのなかで自分自身の人生の基礎を築いていくことができるような子どもを育てます。
幼 児 (3,4,5歳児 混合保育)	・子どもたちの可能性が十分花開くために、今の時期に一番大切なことをします。何かに注目すること、 自分から何かしようとする、頭も体も使って遊ぶこと、そのことが将来自立した創造性豊かな集中 力ある子どもを育てます。

園の特長

法人創立以来90年余を経過してきたなかで、約4,400名を超える子どもたちを送り出し、地域に根ざした保育園です。 これからも新しい時代に向けて、地域の子どもの健全な育成と保護者の子育て支援のための働きを積極的に進めていきます。 平成31年度（令和元年度）より幼保連携型認定こども園に移行しました。	
乳 児	・家庭的な雰囲気の中で、保育教諭はクラスのなかで担当する子どもを決め、親代わりとなってその子の リズムを大切に保育し、信頼関係を築いていきます。（担当制）
幼 児 (3,4,5歳児 混合保育)	・3,4,5歳児の混合でいろいろな遊びをするなかで、仲間関係や社会性を身につけていきます。 ・自分で考えることが楽しいと思えるような学習の基礎となる保育・教育をします。 ・遊びを大切にします。子どもは、すべて遊びのなかで学習します。 そのために温かみのある木のおもちゃ、人形、積み木、ゲームなどを用意し、子どもたちが安心して、 また落ち着いて過ごせるような環境を作り、そのなかで創造性豊かに遊びます。 ・毎月の仏参では親鸞聖人の教えに基づき、感謝の気持ちや思いやり、優しい心を育てます。

1日の過ごし方

0歳児	1,2歳児	3,4,5歳児	1号認定
7:00～ 順次登園 あそび 午前睡	7:00～ 順次登園 あそび 9:00～ 牛乳 あそび・散歩	7:00～ 順次登園 あそび 9:30～ 牛乳（週3回） あそび 課業	8:30～ 順次登園 あそび 9:30～ 牛乳（週3回） あそび 課業（教育）
10:30～ 順次離乳食（給食） ミルク あそび お昼寝	11:00～ 順次給食 お昼寝	11:30～ 順次給食 お昼寝	11:30～ 順次給食 あそび
14:30～ 順次おやつ ミルク あそび	14:30～ 順次おやつ スキムミルク あそび	15:00～ 順次おやつ スキムミルク あそび	13:30～ 順次降園 14:00～ 降園完了
16:00～ 順次降園 19:00～ 閉園	16:00～ 順次降園 19:00～ 閉園	16:00～ 順次降園 19:00～ 閉園	

年間行事

4月	入園式（新入園児のみ）	
5月	花まつり 保育・給食参観（試食会） 個別懇談会 幼年消防新入式（4歳児）	
6月	健康診断（内科、眼科、耳鼻科、歯科） じゃがいも掘り さつまいも苗植え	
7月	水あそび セタ会 キッザニア甲子園（5歳児） タ涼み会（5歳児）	
8月	水あそび	
9月	ふたばフェス 敬老参観	
10月	うんどうかい さつまいも掘り	
11月	内科検診 お祭りごっこ バス旅行 観劇（劇団飛行船）	
12月	報恩講 クリスマス会	
1月	乳児参観	
2月	節分 幼児発表会（保護者向け、祖父母向け） じゃがいも種芋植え	
3月	お別れ会 お別れ遠足 卒園式（卒園児のみ）	
毎月	仏参（淨因寺本堂・幼児） お誕生会 避難訓練 身体測定 年数回 クッキング保育（4、5歳児）	
毎週	仏参（月曜日 幼児各クラスで） 英語教室（木曜日 4、5歳児）	
月2回	体操教室（火曜日 4、5歳児） スイミング（水曜日サンスポーツクラブ 4、5歳児希望者）	

その他の取り組み

○特別保育事業	・延長保育事業	・一時預かり事業	・障がい児保育事業	・地域活動事業
	・乳幼児子育て応援事業（園庭開放・子育て相談）			

保育方針（教育方針）

保育目標	・明るく元気な子ども ・友だちと仲良く遊ぶ子ども ・工夫しやりぬく子ども ・けじめのある子ども
乳 児	・大人と子どもが助け合い、理解し合い、信頼し合って快適、健康的、創造的な気分でいっしょの生活を 楽しみ、そのなかで自分自身の人生の基礎を築いていくことができるような子どもを育てます。
幼 児 (3,4,5歳児 混合保育)	・子どもたちの可能性が十分花開くために、今の時期に一番大切なことをします。何かに注目すること、 自分から何かしようとする、頭も体も使って遊ぶこと、そのことが将来自立した創造性豊かな集中 力ある子どもを育てます。

園の特長

平成29年4月に開設された幼保連携型認定こども園です。当法人創立以来90年余経過し、約4,400名を超える子ども たちを送り出し、地域に根ざした乳幼児施設です。これから新しい時代に向けて、地域の子どもたちの健全な育成と 保護者の子育て支援のための働きを積極的に進めていきます。	
乳 児	・家庭的な雰囲気の中で、保育教諭はクラスのなかで担当する子どもを決め、親代わりとなってその子 のリズムを大切に保育し、信頼関係を築いていきます。（担当制）
幼 児 (3,4,5歳児 混合保育)	・3,4,5歳児の混合でいろいろな遊びをするなかで、仲間関係や社会性を身につけていきます。 ・自分で考えることが楽しいと思えるような学習の基礎となる保育・教育をします。 ・遊びを大切にします。子どもは、すべて遊びのなかで学習します。 そのために温かみのある木のおもちゃ、人形、積み木、ゲームなどを用意し、子どもたちが安心して、 また落ち着いて過ごせるような環境を作り、そのなかで創造性豊かに遊びます。 ・毎月の仏参では親鸞聖人の教えに基づき、感謝の気持ちや思いやり、優しい心を育てます。

1日の過ごし方

0歳児	1,2歳児	3,4,5歳児	1号認定児
7:00～ 順次登園 あそび 午前睡	7:00～ 順次登園 あそび 9:00～ 牛乳 あそび・散歩	7:00～ 順次登園 あそび 9:30～ 牛乳（週3回） あそび 課業	8:30～ 順次登園 あそび 9:30～ 牛乳（週3回） あそび 課業（教育）
10:30～ 順次離乳食（給食） ミルク あそび お昼寝	11:00～ 順次給食 お昼寝	11:30～ 順次給食 お昼寝	11:30～ 順次給食 あそび
14:30～ 順次おやつ ミルク あそび	14:30～ 順次おやつ スキムミルク あそび	15:00～ 順次おやつ スキムミルク あそび	13:30～ 順次降園 14:00～ 降園完了
16:00～ 順次降園 18:00(19:00) 閉園	16:00～ 順次降園 18:00(19:00) 閉園	16:00～ 順次降園 18:00(19:00) 閉園	

年間行事

4月	入園式
5月	花まつり 保育・給食参観（試食会） 個別懇談会
6月	健康診断（内科、眼科、耳鼻科、歯科） じゃがいも掘り
7月	水あそび セタ会 キッサニア甲子園（5歳児） タ涼み会（5歳児）
8月	水あそび にじいろフェス（夏まつり）
9月	敬老参観
10月	うんどうかい
11月	内科検診 観劇（劇団飛行船） バス旅行
12月	報恩講 クリスマス会
1月	乳児参観
2月	節分 幼児発表会（保護者向け、祖父母向け）
3月	お別れ会 お別れ遠足 卒園式（卒園児のみ）
毎月	仏参（ホールで幼児） お誕生会 避難訓練 身体測定
毎週	仏参（月曜日・幼児各クラスで） 英語教室（1回4, 5歳児）
月2回	体操教室（4, 5歳児） スイミング（サンスポーツクラブ 4, 5歳児希望者）
年数回	クッキング保育（4, 5歳児）

その他の取り組み

○特別保育事業 ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・障がい児保育事業 ・地域活動事業 ・乳幼児子育て応援事業（園庭開放・子育て相談）

保育方針（教育方針）

- 愛情と熱意を持って、ひとりひとりを大切に育てます。
- 子どもと保護者が安全で安心できる家庭的な雰囲気の中で育てます。
- 集団生活を通じて、規律のある生活態度や習慣を身につけ、自立的な行動がとれる子どもを育てます。
- 地域との連携をはかり、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。
- 全職員が自己研鑽を通じて、「ほんまものの保育と教育」のための専門性を磨き続けます。

園の特長

平成30年4月開設の幼保連携型認定こども園です。
 少人数のクラスのため、一人ひとりとじっくり関わり家庭的な雰囲気の中で育てます。
 豊かな環境の中に建てられた園舎には、未満児専用のミニ園庭もあり安全に遊べます。
 近くには、畑もあり野菜を育てたり、収穫したものでクッキングをおこなったり、またリクガメやメダカ、虫など生き物を飼育することで、いのちの大切さや感謝の心を学びます。
 子どもの間にしかできないさまざまな経験を通して、考える力・生きる力を身につけていきます。
 また、関連施設である、太子の郷との世代間交流や異年齢交流を通して、思いやりの心が自然と育ちます。
 年齢に応じて外部の先生によるご指導のもと、スイミング・そろばん・ダンス・運動あそびをおこないます。

1日の過ごし方

0,1,2歳児	3,4,5歳児	1号認定児
7:00～ 開園 順次登園 異年齢交流あそび	7:00～ 開園 順次登園 異年齢交流あそび	
8:30～ 各クラスで自由あそび	8:30～ 各クラスで自由あそび	9:00～ 登園
9:30～ おやつ	9:45～ 朝の会 体操	9:45～ 朝の会 体操
9:45～ 朝の会 体操	10:00～ 設定保育	10:00～ 設定教育
10:00～ クラス活動 (あそび・お散歩)	11:30～ 3,4歳児給食	11:30～ 3,4歳児給食
11:00～ 給食 昼寝	12:00～ 5歳児給食 歯みがき	12:00～ 5歳児給食 歯みがき
15:15～ おやつ 自由遊び	13:00～ 昼寝 15:15～ おやつ 自由遊び	13:30 3,4歳児降園 ※4歳児は9月より14時降園
16:00～ 順次降園	16:00～ 順次降園	16:00 5歳児降園
19:00 閉園	19:00 閉園	

年間行事

4月 入園式
 5月 懇談会
 6月 健康診断（内科、眼科、耳鼻科、歯科） 交通安全指導
 7月 プールあそび セタ会 お泊まり保育
 8月 プールあそび 夏祭り（太子の郷交流）
 9月 敬老参観 ふれあい敬老会（太子の郷交流） 遠足
 10月 運動会 芋掘り 作品展
 11月 内科健診 乳児参観
 12月 音楽会（太子の郷交流） クッキング クリスマス会
 2月 節分会 発表会
 3月 お別れ会 卒園式
 毎月 誕生会・避難訓練・身体測定・スイミング・そろばん・ダンス・運動あそび・リトミック・英語あそび

その他の取り組み

- 乳幼児子育て応援事業(らんらん教室-月1～2回程度)、子育て相談、園庭開放-土曜日の午前中
- その他事業
 - ・延長保育事業
 - ・一時預かり事業
 - ・障がい児保育事業
 - ・地域活動事業

保育方針（教育方針）

- ・子どもたちが安心して過ごせ、温かい雰囲気楽しく成長できる環境をつくる
- ・子どもの個性を尊重し、伸び伸び、生き生きとした毎日を過ごす
- ・食事・排泄・睡眠などの生理的欲求を満たし、生活の基盤を育む
- ・子どもを中心とし、家庭と園との連携を深め、子育て環境の向上を目指す

園の特徴

昭和54年に創立し47年認可外保育園として地域に根ざした『とみのおか保育園』が、令和8年度新たに小規模保育園を設立しました。
0歳～2歳児の乳幼児に特化した、少人数だからこそ、ゆったりとした雰囲気の中で、保育士が毎日絵本の読み聞かせをしたり、毎月決めた歌をみんなで一緒にうたったりして、子どもとの距離も近く、きめ細やかな関わりを大切にしています。
春は近所をお散歩したり、夏はウッドデッキでシャボン玉やプール遊びをしたりして、季節ならではの遊びをしています。秋には隣の園舎の3歳～5歳児の子ども達とお店屋さんごっこをしたり、一緒に近くの山でどんぐりを拾ったりして、異年齢の子ども同士一緒に遊ぶ時間も大切にしています。

1日の過ごし方

時間	0歳児	1,2歳児
7:00	開園 順次登園・自由遊び	開園 順次登園・自由遊び
9:00	朝の会・おやつ	朝の会・おやつ
10:00	クラス活動（あそび・お散歩）	設定保育（季節の歌・手遊び・製作・外遊び）
11:00	給食	給食
12:00	昼寝	昼寝
15:00	起床・おやつ	起床・おやつ
	自由遊び	自由遊び
16:00	順次降園	順次降園
18:30	閉園	閉園

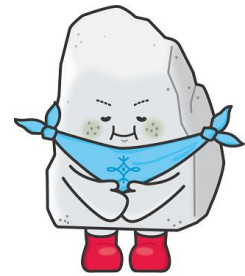
年間行事

4月	入園式			
5月	保育参観			
6月	内科検診			
7月	プールあそび	保育参観	七夕会	
8月	プールあそび			
10月	うんどうかい			
11月	内科検診	秋の遠足		
12月	クリスマス会			
2月	豆まき	生活発表会		
3月	ひな祭り	お別れ遠足		
毎月	お誕生会	身体測定	避難訓練	

その他の取り組み

- 特別保育事業（予定）
- ・延長保育事業
 - ・預かり保育事業
 - ・障がい児保育事業
 - ・中、高校生の保育体験

注意事項を読んで、記入例を参考に
申請書の記入をお願いします。



【注意事項】

- ❶ 提出日を記入してください。
- ❷ 兄弟姉妹で2人以上申し込む場合は、保護者を統一してください。
- ❸❹ 令和8年3月31日現在の年齢を記入してください。
- ❺ 二葉保育園を希望される場合は、別紙を必ずご確認ください。
とみのおか保育園を希望される場合は、年齢をご確認ください。
- ❻ 市町をまたいで希望はできませんのでご了承ください。
- ❼ 町外の保育施設を希望する場合は、その具体的な理由を記入してください。
- ❽ 保育の実施を希望する期間は、令和8年4月1日から小学校就学前までの範囲内で記入してください。
- ❾ 希望する保育時間を記入し、「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに✓してください。
標準時間を希望する場合は、理由を明記してください。
※必ずしも希望どおりに認定されるとは限りません。
- ❿ 保育を必要とする事由によって、添付書類が異なります。
- ⓫ 同居祖父母の欄は、65歳未満の祖父母と同居している場合のみ記入して下さい。
・令和8年3月31日現在で65歳未満(昭和36年4月1日以降生まれ)
- ⓬ 入所児童と同居している家族全員の名前を記入してください。
単身赴任などで別居している場合は、備考欄にその旨と住所を記載してください。
- ⓭ 兄弟(姉妹)で申し込みされる場合、兄弟(姉妹)全員が同時に利用できない場合があります。□
その場合の利用方法として、裏面、同時に二人以上申し込む場合の条件のいずれかを選択し、
□に✓をつけてください。

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申請書(控)にも、
申込書と同じ内容を記入してください。申し込みの受付後に返却します。

年齢の区分（令和8年度）

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和7年4月2日～
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月2日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月2日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月2日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月2日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月2日

記入例

令和8年度 施設型給付費・地域型保育給付費等
教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申請書(現況届)

(2・3号認定用)

太子町長 殿

令和 7 年 11 月 1 日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定及び保育所等への入所を申請します。

なお、町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定及び保育所等への入所に必要な市町村民税の情報(同一世帯を含む)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額等について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

住所 〒 671-1592
揖保郡太子町

鶴 2 8 0 番地1

保護者氏名 太子 太郎

自宅電話 079-277-1013

携帯電話 (父) 090-1234-5678
(母) 090-5678-1234

入所児童	氏 名 (ふりがな) たいし ひまわり 太子 向日葵		性 別 男 ☐ 女 ☒	生 年 月 日 令和 7 年 4 月 2 日 (妊娠中の場合は、出産予定日を記入)	年 齢 (R8. 3. 31現在) 0 歳	申込状況 ☐ 新規 ☐ 継続	
	※注意事項※ 確認後☑をしてください ④ ☑ ①二葉保育園を希望する方は必ず別紙を参照してください。 ②とみのおか保育園を希望する方は、0歳児から2歳児までの申請です。(3歳児から5歳児は、直接とみのおか保育園へ申請してください。)						
入所希望施設名	第1希望	⑤ □□こども園	(希望理由) ⑥ 自宅に近いため				
	第2希望	△△保育園	(希望理由) 職場に近いため				
第1、第2希望以外について希望する園に○をしてください	龍田小学校区		太田小学校区				
	はおとの森こども園		二葉保育園(※別紙参照)		二葉にじいろこども園		
	斑鳩小学校区		石海小学校区				
	斑鳩保育所		安養保育園		石海保育園		
保育の実施を希望する期間	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 月 日 ・ 就学前まで						
⑨ 保育を必要とする事由 (該当番号を記入してください)	現在の保育状況(該当に○をしてください)		希望する保育時間				
父 ①	①就労のため※育児休業継続の場合も含む ②妊娠・出産(予定日: 年 月 日)	児 童 の 状 況 ☐ 家庭で保育している 保育者(母)	保育所等(認可外含む)に預けている施設名()	③ 8時 00分 ~ 18時 00分 ☑ 保育標準時間(11時間) □ 保育短時間(8時間)			
母 ①	③疾病・障害等のため ④介護・看護等のため		親族・友人等に預けている預け先()	※標準時間を希望する理由 ☑月120時間以上 □その他			
同居祖父 ④	⑤災害復旧のため ⑥求職活動のため		希望する曜日	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土			
同居祖母 ①	⑦就学・職業訓練等のため ⑧その他()		障害の有無	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 特別児童扶養手当			
児童の世帯状況(上記児童除く)	(ふりがな) 名 前 たいし たろう	入所児童との続柄	生 年 月 日	勤務先または学校名		備 考	
	⑪ 太子 太郎	父	⑤ H 60. 7. 7	いかるが銀行		兵特111111号	
	たいし はなこ	母	⑤ H 62. 12. 5	いかるが株式会社		児童扶養手当 〇〇〇〇〇号	
	たいし じろう	兄	S ⑤ R 29. 11. 16	△△小学校 新3年生			
	たいし さざんか	姉	S ⑤ H ⑤ R 3. 10. 21	□□こども園 申込中 (ご兄弟で申請されている方は ご記入お願いいたします。)			
	たいし ゆきまる	祖父	S ⑤ H ⑤ R 36. 8. 22			障害者手帳 兵庫県第〇〇〇号	
	たいし あすか	祖母	S ⑤ H ⑤ R 36. 11. 3	café de あすか			
	太子 あすか						
世帯内に、以下の項目に該当する人がいる場合は☑をつけ、該当者の備考欄に受給者番号または手帳番号を記入してください。 ※受給状況が確認できるもの(証書及び手帳の写し等)を併せて添付ください。							
☐ 児童扶養手当(母子父子手当) 受給 ☒ 身体障害者手帳 所持 ☐ 療育手帳 所持 ☒ 特別児童扶養手当 受給 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 所持 ☐ 国民年金の障害基礎年金等受給							
祖父母の状況	続 柄	氏 名	年 齢	就労の有無	住 所 (別居の場合は記入してください)		
	父 方	祖父	太子 雪丸	⑫ 64	有・無	揖保郡太子町鶴280番地1	
		祖母	太子 あすか	64	有・無		
	母 方	祖父	聖徳 一郎	70	有・無	揖保郡太子町鶴××番地	
祖母				有・無			
※裏面の記入をお願いします							

⑫
二人以上
申し込み
の場合

① 入所する月

☐ 月別入所不可(全員同じ月の入所でなければ誰も入所しない)

☒ 月別入所可

☒ 先にひとりでも入所できるのであれば入所しておきたい。

☐ (児童名)のみ先に入所できる時は入所しておきたい。

② 入所する園

☐ 別々の園には入所しない。同時入所のみを希望する。

☒ 別々の園でも入所する。

児童状況欄
(新規の方のみ)

【健診状況】

乳児健診(4か月) ☒ 受診 未受診 指導の有無 ☒ 無 ・ 有 ()

乳児相談(8か月) ☒ 受診 未受診 指導の有無 ☒ 無 ・ 有 ()

1歳6か月児健診 ☒ 受診 未受診 指導の有無 無 ・ ☒ 有 (言葉の発達について指摘を受けた)

2歳児相談 ☒ 受診 未受診 指導の有無 無 ・ ☒ 有 (発達が遅い)

3歳児健診 受診 ・ ☒ 未受診 指導の有無 無 ・ 有 ()

【これまでにかかった病気(先天性の病気や慢性疾患等)と現在の様子】 ☒ 無 ・ 有 ()

病名・診断名 ()

現在の状況 完治 ・ 経過観察中 ・ 治療中

日常生活で気をつけること 無 ・ 有 ()

運動制限 無 ・ 有 ()

【発達状況】 あてはまる場合はすべてに○をつけてください。

《 ☒ 言葉が遅い ・ 言葉が不明瞭 ・ ☒ 落ち着きがない ・ 初めてのこと/場所が苦手 ・ こだわりがある 》

その他気になっていること ()

療育(児童発達支援等)の利用 無 ・ ☒ 有 ()

個人番号
確認欄
(保護者及び
生計中心者)

名前	入所児童 との続柄	個人番号											
太子 太郎	父	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
令和7年1月1日時点の住所地:〇〇市〇〇町〇番地〇													
太子 花子	母	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
令和7年1月1日時点の住所地:〇〇市〇〇町〇番地〇													
令和7年1月1日時点の住所地:													
令和7年1月1日時点の住所地:													

備考

※児童状況欄は後日の面談のための基礎資料として記入をお願いするものであり、その目的以外に使用することはありません。
具体的に記入漏れのないようにご記入ください。

※必要書類は下記のとおりです。保護者(父、母)1人につき1枚必要です。
同居の祖父母(65歳未満)がいる場合は、別途書類が必要になります。

保育を必要とする事由		必要書類
①	就労	●就労証明書 ※自営業の方は確定申告の写しなどが必要です。 事業の実態が確認できない場合は、別の書類の提出を求める可能性があります。
②	妊娠出産	○母子手帳の写し(出産予定日が確認できる箇所)
③	疾病・障害	●疾病等申立書 ○診断書
④	介護・看護	●介護・看護等申立書 ○障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し等
⑤	災害復旧	○罹災証明書
⑥	求職活動	●求職活動申立書 ○ハローワーク登録票等の写し
⑦	就学	○在学証明書または学生証の写し ○受講状況の分かるもの(カリキュラム、要項等の写し)
⑧	その他	こどもえがお課へ直接お問い合わせください。

※町記入欄	
受付者	
内容確認	
入力	

●の様式については、こどもえがお課に設置、あるいは町ホームページからダウンロード出来ます。